

○ 政策区域の指定及び変更の経緯(首都圏)

	首都圏	区域変更の理由
昭和 30 40	32. 12 既成市街地の指定 33. 8, 34. 4, 34. 5, 36. 5, 36. 11, 37. 6, 37. 12, 38. 8, 39. 12 市街地開発区域（現在の近郊整備地帯及び都市開発区域の前身）の指定	・首都圏整備法（昭和 31. 4）制定に伴い区域指定
	41. 5 近郊整備地帯及び都市開発区域の指定	・首都圏整備法の改正（昭和 40. 6）で区域制度が変更
	41. 11, 12 都市開発区域（筑波等 4 区域）の指定	・このとき指定された都市開発区域は、すべて旧市街地開発区域を指定替え
	42. 2 近郊緑地保全区域（武山等 10 区域）の指定	
	42. 9 都市開発区域（鹿島）の指定	
	44. 3 近郊緑地保全区域（円海山・北鎌倉等 4 区域）の指定	
	44. 6 既成市街地での旧都市計画法上の緑地地域の除外規定の廃止	・都市計画法制定に伴う変更
	45. 5 都市開発区域の指定（大田原等 2 区域）、変更（太田・館林等 5 区域）及び統合（真岡等 2 区域）並びに近郊緑地保全区域（行徳）の指定	・宇都宮地区は、旧宇都宮地区、真岡地区、鹿沼地区を合併・拡大
	46. 4 近郊緑地保全区域の指定（剣崎・岩堂山）及び変更（相模原）	
	47. 9 既成市街地の拡大（武蔵野市の全域指定）及び近郊整備地帯の変更	・工業等制限区域の拡大（昭和 47. 12 施行）と同時 ・武蔵野市は既成市街地を全域に拡大 ・行政区画に編入された埋立地の追加と町丁界の変更等に合せた微修正 ・近郊整備地帯は既成市街地の拡大に伴い縮小
48. 6 近郊緑地保全区域（君津等 2 区域）の指定		
48. 9 都市開発区域の指定（下館・結城等 2 区域）及び変更（前橋・高崎等 5 区域）	・北関東地域において、産業、人口の計画的受け入れと同時に地域の均衡ある発展を図るため、現に工業化の進展がみられるとともに、今後相当規模の工業用地、住宅用地の確保が可能であり、一体の都市地域として計画的な整備を進める必要のある地域を指定 ・既定都市開発区域と自然的、社会的経済的に密接な関連を有し、根幹的交通施設の整備等に伴い今後既定区域と一体的に発展することが見込まれる地域を編入	
50 平成	52. 9 近郊緑地保全区域（円海山・北鎌倉等 2 区域）の変更	
	2. 9 近郊整備地帯の拡大（嵐山町・富里町等 4 区域）、都市開発区域の指定（本庄）、変更（土浦・阿見）	・区域指定後の広域都市計画の策定、市町村合併等による地域行政の広域化や高速交通体系の整備状況に対応し、地域で具体的に進行している整備開発構想に対して適切に対処するため （本庄市から都市開発区域への指定を要望する旨の陳情あり）
	17. 9 近郊緑地保全区域（小網代）の指定	

○政策区域の指定及び変更の経緯(近畿圏)

	近 畿 圏	区域変更の理由	
昭和 40	40. 5	既成都市区域、近郊整備区域（4地区）、都市開発区域（6区域）、保全区域（20区域）及び工場等制限区域の指定	・近畿圏整備法（昭和 38. 7）制定に伴い区域指定
	43. 2	近郊緑地保全区域（六甲等5区域）の指定	・近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42. 7）制定に伴い区域指定
	44. 4	保全区域（若狭湾等14区域）の変更、近郊緑地保全区域の指定（京都区域）及び変更（六甲等3区域）、近郊整備区域（京都等4地区）、都市開発区域（福井敦賀等4区域）及び既成都市区域の変更	・（若狭湾等14区域）国定公園との調整に伴う一部指定及び解除 ・（京都区域及び六甲等3区域）良好な自然の環境を有する緑地等を保全するため、新規指定及び一部追加指定 ・（京都等4地区及び福井敦賀等4区域）保全区域の変更に伴う一部指定及び解除 ・（京都）
	45. 6	近郊整備区域（京都）の変更並びに都市開発区域の指定（伊賀）、変更（琵琶湖東部等5区域）及び指定解除（伊勢）	・（伊賀）新規指定（地元要望あり） ・（福井敦賀、京都中丹及び和歌山区域）山村振興地域指定等により一部指定解除 ・（琵琶湖東部及び播磨区域）一部追加 ・（伊勢）伊賀区域の指定に伴う指定解除（大蔵省から新規指定に伴い適当でない区域の解除の要求あり）
	46. 3	保全区域の指定（氷ノ山）及び変更（六甲等2区域）、近郊緑地保全区域（六甲等2区域）の変更並びに近郊整備区域（兵庫）の変更	・（氷ノ山）自然観光資源等の保全開発を計画的に行うため新規指定 ・（六甲等2区域及び兵庫地区）緑地の保全措置を強化、国立公園区域の変更との調整を図るため、一部追加及び解除
	46. 7	都市開発区域（福井敦賀）及び保全区域（越前海岸）の変更	・（福井敦賀）一部追加指定 ・（越前海岸）一部指定解除
	47. 7	近郊整備区域（奈良等2地区）及び都市開発区域（福井敦賀等3区域）の変更、保全区域（赤目室生月瀬等3区域）の拡大並びに近郊緑地保全区域（北摂連山等2区域）の変更	・（大阪地区）北摂連山保全区域に編入のため、一部指定解除 ・（奈良地区）山村振興地域の指定を受けるため及び藤原飛鳥区域保全区域、赤目室生月瀬区域保全区域に編入のため、一部指定解除 ・（福井敦賀区域）山村振興地域指定等により、一部指定解除
50	53. 12	近郊整備区域（奈良）及び都市開発区域（福井敦賀）の変更	・（和歌山区域）山村振興地域の指定を受けるため ・（伊賀区域）赤目室生月瀬区域保全区域に編入のため、一部指定解除 ・（赤目室生月瀬区域保全区域）国定公園区域との調整のため（東海自然歩道関係等）、一部指定追加 ・（北摂連山区域）区域指定の再編成のため、一部追加 ・（藤原飛鳥区域）都市計画との調整のため、一部追加 ・（奈良）市街化の進展（指定要件の充足）のため一部追加
	61. 7	近郊緑地保全区域（金剛生駒等2区域）の変更	・（福井敦賀）中部圏整備法に基づく区域指定との整合により、一部追加 ・（金剛生駒等2区域）指定要件喪失（要件宅地化が進展し、樹林地の実態喪失）のため、一部指定解除
	9. 10	近郊整備区域（兵庫）、保全区域（六甲）及び近郊緑地保全区域（六甲）の変更	・（兵庫及び六甲）都市公園として緑地の整備、保全を図る区域のうち六甲区域近郊緑地保全区域及び六甲区域保全区域に含まれていない区域を追加。また、複合産業団地として整備を図る区域のうち、六甲区域近郊緑地保全区域と重複する区域を兵庫地区近郊整備区域に追加
	平成		

○政策区域の指定及び変更の経緯(中部圏)

	中 部 圏	区域変更の理由
昭和 30 40	43. 11 都市整備区域、都市開発区域（13区域）及び保全区域（18区域）の指定	・新規指定
	46. 5 都市開発区域（東駿河湾等2区域）の変更	・山村振興法の指定を受けるため一部区域から除外
	46. 7 保全区域（越前加賀海岸）の変更	・国立公園区域の変更（減）
50	47. 6 都市開発区域（伊勢）及び保全区域（上信越高原等6区域）の変更	・伊勢については、近畿圏の伊勢区域の廃止に伴う中部圏の伊勢区域に属さない区域の追加 保全区域については、自然公園の増減、東海自然歩道の設定に伴う変更
平成		